

国立市電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、国立市が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、環境への負荷の低減を図るとともに環境と経済が両立する社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、国立市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象機関)

第3条 この方針は、国立市の全ての機関が、競争入札により電力を調達する際に適用する。

(評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

1 基本項目

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況

2 加点項目

- (1) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

(評価)

第5条 契約担当者は、入札に参加しようとする小売電気事業者に、前条に定める環境評価項目を記載した「国立市環境に配慮した電力調達契約環境配慮項目報告書」を、市長に提出させるものとする。ただし、当該年度内に評価点に変更があった場合は、その都度市長に提出するものとする。

(入札参加資格)

第6条 契約担当者は、「国立市環境に配慮した電力調達契約環境配慮項目報告書」の提出を受けた場合において、次に掲げる要件を満たすと認められたときには入札参加資格を付与するものとし、評価の結果については、「国立市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価結果について」により通知するものとする。

(1) 第4条で定める基本項目及び加点項目の評価点の合計が70点以上であること。

(方針の見直し)

第7条 環境政策課長は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に資するように、社会情勢等を踏まえつつ、必要に応じて見直すものとする。

(その他)

第8条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この方針は、平成23年9月16日から施行する。

附 則

この方針は、平成25年8月16日から施行する。

附 則

この方針は、平成26年8月8日から施行する。

附 則

この方針は、平成27年7月31日から施行する。

附 則

この方針は、平成28年8月17日から施行する。

附 則

この方針は、平成29年7月27日から施行する。

附 則

この方針は、平成30年7月27日から施行する。

附 則

この方針は、令和元年8月6日から施行する。

附 則

この方針は、令和2年8月3日から施行する。

附 則

この方針は、令和3年7月12日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年7月10日から施行する。